

令和1年10月

お客さま各位

遠州信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を 踏まえた預金規定等の改定のお知らせ

平素は遠州信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、平成30年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定を下記のとおり改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳しく確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおかれましても、過去にご確認させていただいたお客さまのお取引目的やお客さまに関する情報等を再度確認させていただく場合があります。その際には、各種確認資料等のご提示をお願いすることがあります。何卒ご協力をお願いいたします。

当金庫がお願いする確認や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合には、お取引をお断りし、またはお取引を制限させていただくことがあります。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。

また、本改定にあわせて下記預金規定を当金庫ホームページに掲載いたします。

当金庫ホームページで規定をご確認いただけることから、令和2年1月1日以降は、当金庫窓口での同規定の配布を終了させていただきます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定する預金規定

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 改定日

令和2年1月1日

3. 改定内容

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加いたします。

普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

「取引制限等」条項の新設

1 3. (取引の制限等)

(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

「解約等」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更します）

1 4. (解約等)

(1)この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

(2)次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合